

## 公認柔道指導者資格制度における「学校顧問特例資格」の取り扱い

### 1. 学校顧問特例資格の概要

以下の条件を全て満たす者については柔道の普及発展の見地から特例措置として、全国大会等の引率ができるように配慮する。この資格は大会などの引率「監督」として参加できる資格である。なおこの資格は学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的に設置するものである。

#### (1) 本特例資格の対象は次のいずれかに該当する者である

① 学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問

② 柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者

※ 指導下にある生徒には他に資格を保有した指導者が存在することが望ましい

(例：部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導している場合など)

#### (2) 上記条件について都道府県審査委員会で審査を受けた後、中央審査委員会で「学校顧問特例資格」として認定する

### 2. 本資格にともなう権利と義務

(1) 全柔連主催大会等において B 指導員に準ずる権利を有し、「顧問」「監督」「コーチ」などの資格 (ID 等) が得られる

(2) 原則として 2 年に 1 回、全柔連が指定する講習会 (安全指導、基本指導の講習) を受講することが望ましい

### 3. 資格の申請手続き等について

(1) 申請者は学校顧問特例資格申請書を記入のうえ、各都道府県柔道連盟に提出する

(2) 各都道府県柔道連盟は申請者が条件を満たしているかどうかを確認した後、中央審査委員会に推薦する

(3) 中央審査委員会で審査し、認定者には証明書を送付する

(4) 本資格の有効期限は 1 年間とし、継続する際は再度申請手続きを取らなければならない

(5) 本資格の申請料は徴収しない

### 4. その他

本資格は実際の技術指導が難しく、また A~C 指導員の資格取得が見込めない学校教員を対象としたもので、資格取得可能な柔道教員は申請できない。しかし、有段者であっても体育以外の教科教員で大会引率以外で指導に関わることが不可能であると認められる場合はこの限りではない。

